

A Consideration of the Nos. 65 and 66 of Kenko' s Waka Collection and "Junii Kinyokyo Jo".

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/43387

『兼好法師集』65・66番歌と「従二位公世卿状」について

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

上 島 眞智子

要旨

『徒然草』第四十五段には「公世の二位」の兄良覚の逸話が克明に記されているが、冒頭に名を上げている公世に関する具体的な記述が一切ない。そのことは公世が『徒然草』執筆当時には良覚よりも知名の人物であったという事になる。『兼好法師集』には、比叡山横川で修行中の兼好が、靈山院の堂の柱に「永仁五年」に書き付けられた、風雨に消えそうになっている公世の歌を偶然発見し、傍らに歌を書き添えた歌がある。当時公世は既に他界しており、『兼好法師集』の贈答歌中、公世歌との歌だけが故人への一方的な贈答歌であり、しかも公世への親近を漂わせた情感豊かな心情詠である。公世を知る上での一級の資料である「従二位公世卿状 筆伝来の事」という上申書の写本が『伏見宮旧藏楽書集成一』に翻刻されている。公世が筆一流の正嫡であることを述べ、その上で等統存続の窮状を訴えた書状である。上申の時期は記されていないが、書状内容から公世の五十二歳頃に書かれた事は確かである。同書の「解題」では、その時期を確定しがたいがと断つた上で、「前内府」「前内大臣」は共に花山院師継であり、師継の没年以降としている。本稿では同書の説を検証し直して、「前内府」を師継、「前内大臣」を大炊御門冬忠とし、「前内大臣」の死期と上申の時期を切り離し、その時期を師継の死ではなく散位以降とする説を新しく提示した。その結果『公卿補任』に記されている公世の初叙爵の年齢との整合性も解決することができた。上申時期の特定は、公世の生涯や

歌を詠んだ靈山院での五部大乘経供養時の年齢等、公世の生涯の概要も明らかになった。

公世が猶子関係にあった洞院家と兼好とは、官廷役人時代から二条派歌人時代まで連綿と続く交流がある。管絃に造詣の深い兼好は、生前の公世についてや、天王寺の怜人俊鏡までが「絲竹口伝」に記している「公世卿状」の概要は、横川当時の兼好にとっても既知の情報であったはずである。『徒然草』第四十五段の良覚を敢えて「公世の二位の兄」と記した事にも「公世卿状」や横川での体験が背景にあったと考える。

キーワード

兼好法師集 公世卿状 筆 洞院家 堀川家

はじめに

『兼好法師集』66番と『徒然草』第四十五段の従二位藤原公世についての記述には特異な点がある。

『兼好法師集』（注）に公世の歌を入れた次の歌群がある。

横河にすみ侍しころ、靈山院にて、生身供の式を書き侍し奥に書きつく

63 うかぶべきたよりとをなれ水茎のあととふ人もなき世なりとも

もちたる扇を仏にたてまつるとて書きつけし

64 つねにすむみ山の月にたとふなる扇の風に雲やはるらん

堂の柱に、永仁五年、公世の二位の、五部ノ大乘経

供養にのほりて、筆ひきけるよしなど書きて

65 ひくことをあはれと知らばなき世までかたみにしたへ松の

秋風

と書きつけられたるが、霧に朽ち残りてかすかに見

ゆるもあはれにて、かたはらに

66 松風をたえぬかたみときくからに昔のことの音こそ泣かるれ

63番の詞書から、この四首は兼好が比叡山横川で修行していた頃の歌であると知られる。63番は「生身の釈迦」に仕える作法式を書写した時の歌で、この作法式が後の人の成仏の手がかりになってほしいと、兼好が真摯に仏道と向き合っている時間が見られる。同じ頃靈山院の堂の柱に、永仁五年に従二位公世が書き記した65番の歌を目に止めた兼好は、公世の筆への思いを深く受け止め、応えるように公世歌の傍らに自らの歌を書き付けている。65番と66番は掛詞「こと」を主題に贈答歌の形をとっているが、兼好の横川時代には公世は既に他界していて、66番は故人の歌に対する兼好の一方的な歌である。『兼好法師集』には贈答歌が多いが、故人の歌に一方的に込めているのは、公世歌に対する66番だけである。

又、『徒然草』第四十五段には良覚僧正の兄弟(注2)として「公世の二位」を登場させている。この段には逸話を通じて良覚の「はらあしき」人物描写をしているが、公世は名前だけで、言説や具体像に関しては一切触れられていない。公世は、良覚よりも知名の人物であったかと想像できるが、良覚は『徒然草』の中でも極めて個性的な人物

の一人であり、「公世の二位の兄」という冠がなくても十分興味深い話である。公世歌の傍らに歌を書き添え、贈答歌として自身の『兼好法師集』に加えたこと、『徒然草』で取って公世の名を記した特異な取り上げ方には、公世への個人的な感情が根底にあることを想像させる。

藤原公世について江戸時代に書かれた最初の注釈書『つれく草寿命院抄』は「閑院の末流、筆一流正統也。為公雄子洞院」と記し、『徒然草』は「尊卑分脈」の閑院八条流の公世の系図を示している。

これ以後の江戸の注釈書はこの二通り(注3)を踏襲しているが内容的には「尊卑分脈」の情報を記すのみである。近代の『徒然草』や『兼好法師集』の注釈書も概ね同様の記事が書かれている。しかし、生前の公世は「従二位公世卿状 筆伝来の事」という上申書を残している。その内容は、公世が筆一流の正嫡であることを述べ、その上で筆統存続の窮状を訴えた書状であり、生前の公世の人物像を具体的に伝えている。上申書の原本はなく、南北朝期の写本が現存しており、『伏見宮旧藏楽書集成一』(注4)に翻刻されている。同書には「解題」も付されている。

本稿では、「公世卿状」の本文と「解題」をもとに、筆統の自負と重責とを一身に背負った公世の人間像に視点を置いて、上申書に書かれている関係人物と上申書の提出時期を解説した結果、「解題」に特定された「内府」「内大臣」と上申時期に関していくつかの疑問に遭遇した考察を加え、同書の「解題」説とは異なる新たな説を提示することを試みる。その結果、公世の実像と生涯の概要をより具体的に示す。又、公世が猶子関係を結んでいた洞院家と兼好が深く関わったとされている堀川家という、後二条天皇を支えた二つの家の母系関係に着目した「公世卿状」と洞院家と堀川家の母系関係という二つの面から、『兼好法師集』65番・66番の贈答歌や『徒然草』第四十五段の公世の名前を付した背景を考えて見たい。

一「従二位公世卿状」について

『古今著聞集』(注5) 巻第六「管絃歌舞 二五二 後三条院、中御門大納言宗俊の箏に観感の事」に、後三条院と白河院がそれぞれ名手宗俊の箏について深い感動を語っている記事がある。従二位藤原公世は『古今著聞集』に後三条院や白河院を感動させた、と伝える箏の名手藤原宗俊の箏統の正嫡者である。公世の書いた「従二位公世卿状 箏伝来の事」は、今までの『徒然草』や『兼好法師集』研究では参考文献としても取り上げられることはなかったが、公世の願いと胸の内を切々と訴えた公世を知る上での一級の資料である。以下書状を引用し、公世卿状の内容を検討し、『伏見宮旧藏楽書集成一』に記述されている「解題」を考察する。

従二位公世卿状 箏伝来の事

「従二位公世卿状 正本権大納言藤原朝臣実守進覽之所書写

也」

(袖書上段)

公世申入候とは候はて、余流の柱の立やうのかすを、まけて

内々御たつね、なにとなくて、きこしめさるへく候

(袖書下段)

法皇 御賀の時、御遊候はとて、これまでは申入候はす、嫡

流の事は申入候しかは、御賀御遊候は、めされ候はんと、

(花山院師範カ)

前内府師にて仰下され候き、前内大臣御たつね候はんにかく

れ候、まして御賀とまり候しうへは、正たいし候はす

かしこまりて申上候、公世、箏の一道正統嫡流にて候うへ、文書

をつたへ、名物をうけもち候は、さる事にて、本朝におきては、

又人もしり候はぬ秘曲を、たゞ一人つたへて候、この事を申いた

し候はむとし候へは、身の事を申候おこのけのかれかたう候、申

候はてはあらはれかたう候、もし万一すたれ候なんする道を、あ

はれふ御めくみ候はとて、身の事をはわすれ候て、道のために

ありのまゝに申上候

と引用の袖書上下段には、公世が箏の嫡流であることを申し入れたこと、御賀の宴が開かれる折には公世を弾筆者として召すことの内々の話があったこと、しかし、そのための援護者である内大臣が亡くなり、その上御賀もとりのやめになったことなどの経緯や、続く本文では、公世一人しか伝授されていない秘曲があるにもかかわらず、このままでは箏統が廃れてしまうこと等、公世が箏統のために上申した経緯を最初に記し、以下箏統に関して次のような具体的内容を述べている。

一正統嫡流と申候事は、

大唐国楽師孫資、承和十二年丑乙、本朝へわたり候て、北辺左大臣源信公に箏をつたへ候しよりこのかた、大宮右大臣俊家公にいたり候までは、其一流一すちに候き、彼右大臣の子息大納言宗俊、弟子は知足院入道関白にさつけ申候、これぞ妙音院太政大臣の流にて候、宗俊卿二男京極太政大臣宗輔公につたへ候、これぞ若御前尼の流にて、公世一人のこりて候、知足院関白左右にをよはす候へとも、太政大臣宗輔公はまさしき子息にて候、時にいづれかいやしかるへきにては候はねとも、宗輔公のむすめ若御前尼につたへ、若御前尼の弟子今御前尼三条内大臣公教公女、今御前したしく候うへ、器量を見候て、亡父実俊につたへ候、実俊か子とも実清・公有なとこのかみにて候をおき候て、みる所候けるやらん、一事をのこさす、公世におしへ候、其上若御前尼は妙音院入道の師匠にて候、時に師のなかれにて候うへ、源はおなしことなから、子息宗輔公につたふる所は正統嫡流にて候、…とある。右の書状による宗俊の箏の血脈は

宗俊――太政大臣宗輔――若御前尼(宗輔女)――今御前(弟子・三条公教女)――実俊――公世
 知足院入道関白(忠実)――妙音院太政大臣(師長)：

の二つの流に別れている。

知足院入道関白忠実(中納言時代(十四〜十九歳))に中納言宗俊か

ら箏の手ほどきを受けている。当時の忠実について『古今著聞集』第十八は「辰の刻より申にいたるまで他事なかりけり。」と、その熱心さを伝えている。知足院忠実は関白である。妙音院師長はその忠実の孫で、琵琶と箏の奥義を究め、琵琶の譜『三五要録』、箏の譜『仁智要録』を著わしている。関白忠実とその孫である太政大臣妙音院師長は権門の家柄である。伏見宮本『文机談』巻二の二(注6)は師長について、幼少期より知足院から、御遊における作法や呂から律に移る演奏法、宗俊家の口伝などを残らず伝授されたことなどを記している。家柄も良く、才能豊かな師長は、清書堂の御遊をはじめ、華やかな場で演奏する機会に恵まれている立場にいる様子が伝わってくる。

一方の宗俊の嫡男太政大臣宗輔は娘の若御前に受け継がせている。女性であるが若御前は父である宗輔に勝る名手であり、公世はこの優れた演奏者が師長の師であったことを述べて、「子息宗輔公につたふる所は正統嫡流にて候」と宗輔流の正統を主張し、若御前から今御前、更に父実俊へと続いた箏統を受け継いだ公世は、この箏統の唯一の正嫡者であることを訴えている。

又、公世が正嫡であることを示す伝来の秘譜の所有や、伝授された秘曲について、

一、文書相伝を諸道におもくする事にて候

唐師孫寶第二伝の譜

村上天皇譜

この他為堯、院禪(欽)、五節命婦、かやうの前達の譜おほくつたへもち候、

一、秘曲伝授られ候て、他流にすへて候はぬ事を、公世一人つたへもち候事、

奏箏の秘事と申候は、

坤陽調 鳳音調 香陽調 南風調 仙楽調 蛭裳調

この六ヶ調は、すべて若御前尼の流、嫡弟一人よりほか、人しり

候はす

公世、十二歳よりこの一流をまなひ候て、すでに四十年たしなみ候、子も候はす、弟子も候はす、むなしく身にしたかひてくちうせ候なんする事、うらみの中のうらみにて候、

と、孫鬘や村上天皇相伝の譜をはじめ、前達の秘曲の譜を公世が伝え持つていく上に、奏箏の秘事である六ヶ調も嫡流である公世一人にしか伝授されていない事を述べている。村上天皇譜の伝来が箏家嫡流にとつていかに重要であるかという点について、豊永聡美著『中世の天皇と音楽』(注7)では、この「公世卿状」を例にあげている。不本意なことには、既に若くはない公世にはこれらを授けるべき子も弟子もいなく、このままでは箏統と秘曲の相伝が絶えてしまう等、窮地に立つ胸中を赤裸々に訴え、それ故に上申したと記している。

右条々申入候むね、一事もいつわりなく候、もし万一たえ候なんする秘曲を、あはれひおほしめされ候は、

春宮御方、御琵琶をあそはさる、よしうけ給候、箏をもて兼てあそはされ候て、又しりたる人候はぬ秘調をめしとめられ候へかしと存候、公世、身いやしきにはよるましく候、

とも述べ、いずれは天皇になる春宮御方への秘曲の伝授を願っている。子も弟子もない公世は、秘譜と秘曲を天皇家に残したいと願ったのであろう。

公世には、『統拾遺和歌集』雑歌下に入集している次のような歌がある。

黄鐘調の調子をひき侍りけるに、思ひ出づることありて
よみ侍りける 藤原公世朝臣

1274 たらちねの親のいさめの形見とて習ひしことの音をのみぞ泣く
父実俊から、箏の継承者として厳しい教えを受けていた日々の思い出を詠んだ歌であるが、幼い公世への実俊の期待が伝わってくる。公世にとつて箏は、父から託された伝承の重責と宗俊流の正統者とし

ての自負の全てであった。書状には「元久元年正月廿七日石清水宮にて、…」と、父実俊が、石清水八幡宮での後鳥羽院の御遊をはじめ、嘉禎清暑堂御神樂所作まで、三十四度公宴に列席していることを述べている箇所もある。その後を受け継いだ自分もその立場にありながら、上に身分の高い公卿や所作人がいて、気後れがして申し入れることができず御賀の時まで胸にしまっていた、と自らの内向的な性格も打ち明けている。

「従二位公世卿状」からは、筆の正統嫡流を担う者としての使命に加えて、不遇な状況にある当時の公世の悲哀に満ちた胸中が切実に伝わって来る。上申の時期は記されていないが、「十二歳よりこの一流をまなひ候て、すでに四十年…」という書状内容から公世の五十二歳頃に書かれた事は確かである。

二 「公世卿状」の上申時期について

上申書には「正本権大納言藤原朝臣実守進覧之所書写也」の識語があり、書状は、洞院実守の権大納言時代の暦応二年（一一三九）から貞和四年（一一四八）の南北朝期に書写されたものである。表題の「従二位公世卿状」は、上申時の官位ではないので、実守が書写の折に書き入れたのであろう。書状には公世自身の年時の奥書がなく、何時上申されたのかは定かではない。本稿では先に引用した「前内大臣御たつね候はんにかくれ候」の前内府と前内大臣についての考察し、その上で上申の時期の特定を試みる。

『衆書集成一』の解題には、上申の時期について次のように記されている。

公世は公季流、実俊男。『尊卑分脈』にも「等一流正統」と注されている。正安三年（一一三〇）四月六日没。『公卿補任』によれば嘉祿二年（一一二六）正月五日に叙爵、弘安六年（一一八三）

非参議従三位。永仁元年（一一九三）従二位。この上申の時点は確定しがたいが、下段の袖書にみえる「法皇御賀」が蒙古襲来により停止となった文永五年（一二六八）の後嵯峨法皇五十の賀、「前内府」は弘安四年（一一八二）没の花山院師継かと考えられ、それ以後のことかと思われる。この状が奏功し、公世は認められ、五〇数年ぶりの出世となったのではなからうか。この状を受けた人物も確定はできないが、群書類従巻三四九「秦筆相承血脈」の公世の弟子には、後深草院、洞院実泰、従三位康子などの名がある。本書の端裏書、この正本を進覧したとみえる「権大納言実守」は、実泰男、母が従三位康子であるから、洞院家あたりが公世を引き立てたのであろうか。なお、洞院実守の権大納言は、暦応二年（一一三九）一月から貞和四年（一一四八）一〇月。

この点について考察した記事は、右の「解題」以外にはない。「解題」では、「この上申の時点は確定しがたいが」と断った上で、「法皇の御賀」を、蒙古襲来により停止となった文永五年の後嵯峨法皇五十の賀、「前内府」「前内大臣」については師継とし、弘安四年の師継の没年以降と解釈している。だが、上申の時期をこの「解題」とおりとするには次の疑問が生じる。

①書状には「十二歳よりこの一流をまなひ候て、すでに四十年たしなみ候」とある。『公卿補任』（注8）には藤原公世の生誕は不明であるが、嘉祿二年正月の叙爵が記されている。師継没年の弘安四年以降に公世が五十二歳頃であったとすると公世の生誕がどんなに早くとも寛喜元年（一一二九）以降になり、『公卿補任』に記されている初叙爵の時期との整合性がなくなる。

②父実俊の没年は『尊卑分脈』（注9）には嘉禎三年（一一三三）十二月十八日と記されている。書状にある「実俊か子とも実清・公有な」とこのかみにて候をおき候て、みる所候けるやらん、一事をのこさず、公世におしへ候」や、父との思い出を詠んだ『続拾遺和歌集』雑歌下

1274番の歌は公世がそれ以前に十二歳に達していたことを表し、①の疑問に重なる。

③「前内大臣かくれ候、まして御賀とまり候しうへは、正たいし候はす」について、御賀の時期と師継の死は約十三年間隔でており、上申の理由としてこの二つの事柄を併記するには、時が離れ過ぎていて不自然である。

④「前内府」と「前内大臣」について、行を置かず言葉を変えていることにも違和感がある。

以上の疑問を検証し直し、本稿では『楽書集成一』の「解題」で提示された、前内府と前内大臣を共に師継とする見解に対して、それぞれを別の人物とする可能性を考察してみたい。

書状には「前内府師にて仰下され候き」と「前内府」に「師」が書き添えてある。公世の原本どおりなのか、書写の折に実守が書き加えたのかは不明だが、当時「師」とつく公卿で内府になった人物は師継しかない(注10)ので間違いがない。次に「前内大臣たつね候はんにかくれ候、まして御賀とまり候しうへは」であるが、文永九年に後嵯峨院が亡くなっている。時期的に「かくれ候」は後嵯峨院を指しているかと考えたが、後嵯峨院であれば、時系列的には「御賀とまり候、ましてかくれ候うへは」と記述の順序が逆でなければならない。

そこで該当する第三の人物を探索すると、嵯峨上皇の御賀の頃に「かくれ候」前内大臣に、文永五年(一二六八)九月九日に逝去した大炊御門冬忠がいる。この冬忠と公世との接点を「御遊抄」(注11)に記載されている公世の筈の公宴記録で確かめてみる。(文永二年以外の他の楽奏者名の詳細は省略)

御遊抄(後宇多)
(臨時御會)

建治二年(一二七六) 八月十五日(後宇多)

御遊抄(任大臣)

正嘉元年(一二五四) 十一月二十六日

弘長元年(一二六一) 二月二十七日 (任内大臣。實雄 尊者通雅)

文永二年(一二六五) 十月五日 (任内大臣。公親。尊者権大雅忠)

文永八年(一二七一) 三月二十七日 (任内大臣。左大将冬忠。尊者師継)

正応三年(一二九〇) 六月八日 (任内大臣。師継。尊者権大長雅)

注目したい項目は、文永二年の冬忠の内大臣昇任の大饗であり、当日の宴の楽奏者は次の通りである。

拍子。中御門宰相宗雅。

笙。季範朝臣。

笛。信嗣朝臣。

箏。氏嗣。

比巴。尊者。

箏。公世朝臣

和琴。主人。

拍子は前述の宗俊の子孫である中御門宗雅、笙は六条季範、笛は冬忠男信嗣、箏は氏嗣、尊者で当時皇后宮大夫であった師継が琵琶を、当日の主人である冬忠が和琴を弾じている。この大饗で公世が箏を担当している。『続史愚抄』(注12)にも当日内大臣冬忠が大饗を行ったという記事があり、「御遊抄」と同じく、拍子宗雅、琵琶師継、和琴冬忠が記されていることによっても師継、冬忠と公世の接点を確認できる。

師継と冬忠の御遊での共演の記録は

建長七年(一二五六) 十二月十七日 親王の「御會始」

嘉禎二年(一二三六) 四月二十七日 家嗣の「任内大臣」

建長四年（一二五三）七月二十日 定雅の「任内大臣」

がある。建長七年の親王は後嵯峨天皇の皇子恒仁（亀山天皇）である。（注13）嘉禎二年の任内大臣は冬忠の父大炊御門家嗣、建長四年の任内大臣は師繼の兄花山院定雅である。これらの宴では師繼が琵琶、冬忠は和琴を弾じている。

因みに正嘉元年十一月の洞院実雄の任内大臣の尊者通雅は師繼の甥である。文永八年三月の師繼の任内大臣の尊者の花山院長雅も師繼の甥で、共に師繼の兄定雅男である。右の「御遊抄」に記されている公世が弾箏した任内大臣の大饗では、公世の同族三条公親、尊者六条雅忠を初め、洞院家、花山院家、大炊御門家が親しく交わっていて、公世はこの社会圏に近い関係にあったことを理解することができる。

右のことから、文永二年十月冬忠の任内大臣で公世が箏を弾じていることは、冬忠や師繼とはかなり近い関係にあった証左であり、御賀の御遊で公世を箏に召す話が師繼や冬忠周辺であったと読み取ることができる。冬忠の散位は文永四年（一二六七）、亡くなったのが翌文永五年で、後嵯峨法皇五十の御賀の年である。前内大臣を冬忠として解説すると「前内大臣たつね候はんにかくれ候、まして御賀とまり候しうへは、正たい候はず」という文面が的確になる。御賀の当時の師繼は正二位大納言である。師繼が内府になったのは文永八年（一二七一）で、師繼の任内大臣の御遊でも公世が箏を弾じている。師繼の散位は建治元年（一二七五）であり、その直後が五十二歳頃ということであれば、初叙爵の嘉祿二年や父実俊の没年との整合性がある。御賀の時期は公世の四十代半ばである。

以上の考察からも、亡くなった「前内大臣」は師繼ではなく冬忠であり、「かくれ候」時期と上申の時期は切り離すべきであろう。冬忠の任内大臣の大饗の頃に、嫡流の事を打ち明けて願ひ出た。时期的に文永五年の後嵯峨法皇の御賀の御遊に公世を推すと内々の話があったが、進展がなく伺い立てようとした矢先に冬忠が亡くなってしまった。

その上御賀も文永の役によって取りやめになり、公世の招待はなくなった、と叶わなかった過去のいきさつを述べた上で、不遇と過ぎていく時間の中で、筆一流の正嫡者としての責任と焦燥にかられた公世が、意を決してこの上申書を提出したということであろう。時が流れ、右の「御遊抄」では、正応三年六月八日の、大炊御門信嗣任内大臣の大饗で公世が箏を弾じている。信嗣は文永五年に没した冬忠の嫡男であり、尊者は洞院実雄の嫡孫実泰である。

本稿では『楽書集成一』の「解題」の説を検証し直して、前内府と前内大臣をそれぞれ別の人物とする可能性を探ったことによって、結果的に「公世卿状」の上申時期を特定できた。

三 洞院実雄の猶子

『尊卑分脉』では公世を「為実雄公子」と注している。生前の公世の動向について洞院実雄との関係から考察してみる。

藤原公世は父従三位藤原実俊と母春花門院大進の子である。春花門院大進の父は佐々木定綱で、定綱の弟には『平家物語』「宇治川の先陣争い」で梶原景季を制した佐々木四郎高綱がいる。洞院流の祖実雄は承久元年（一二一九）生まれである。娘の信子（亀山妃―後宇多母）、信子（深草妃―伏見母）、季子（伏見妃―花園母）を、それぞれ天皇の後宮に入内させ、外戚として、当時は嫡家である西園寺家を凌駕する権門であった。公世の初叙爵は『公卿補任』によると嘉祿二年である。先の「公世卿状」で考察した上申の時期、公世の初叙爵の年、実雄の生年等から推測して、公世は承久二年（一二二〇）―嘉祿二年の数年間に生まれていることが推定できる。実雄より年少であったとしても年齢差はあまりない。父実俊が嘉祿三年に没していることもあり、洞院実雄と猶子関係を結んだのであろうか。

山階入道左大臣家の十首歌に 初秋露 藤原公世朝臣
 257 おきそむる露こそあらめいかにしてなみだも袖に秋をしるらんとあり、また、『統拾遺和歌集』巻十六 雑歌上に

山階入道左大臣家の十首歌に 名所松 法印良覚

1101 ゆききにはたのむかげぞと立ちよりて

五十ぢなれぬるしがの浜松

とあり、それぞれ異なる勅撰集に入集しているが、『徒然草』第四十五段にも書かれている良覚・公世兄弟が揃って洞院実雄家の歌会に参集した時の歌である。1101番歌には「五十ぢなれぬる」とあるので、良覚の五十歳過ぎの歌である。良覚には『新後撰和歌集集』巻五秋歌下に、前大納言為家の弘長元年百首の「秋はむそぢ」の歌に続いて、

同じ心を

394 身をなげくいそぢの秋のねざめにぞふけぬる月の影はかなしきと、「いそぢの秋」を詠んだ歌があるので「山階入道左大臣家の十首歌」も大凡その頃であろう。弘長元年（一二六一）に五十歳過ぎであれば、公世より十歳余ほど年長である。

又、『新後撰和歌集』巻第十九 雑歌下に

中納言公宗身まかりて後、三月尽に

山階入道左大臣のもとにつかはしける

1533 うかりける春の別とおもふにもなみだにくるるけふのかなしさと詠んだ良覚の歌がある。弘長三年に二十三歳の若さで亡くなった実雄の長男公宗の死を悼んで実雄にとどけた歌である。これらの歌からも、良覚・公世兄弟と実雄家との親密な関係が窺われる。『公卿補任』による実雄の没年は文永十年（一二七三）八月である。その前年の文永九年（一二七二）二月には「五十の御賀の祝」をとりやめた後嵯峨院も五十三歳で薨去している。公世が御賀の御遊に招かれることを期待していた後嵯峨院と後見人実雄の相次ぐ二人の死、公世にとって歳月が空しく過ぎていく焦燥感は計り知れないものがあつたことは想像

に難くない。先に考察した「公世卿状」上申の背景は、こうした事柄と無関係ではないはずである。

四 洞院家と堀川家の母系

次に『兼好法師集』65・66番の贈答歌の背景を、兼好の社会圏を視座として考察する。

『徒然草』第七段の前半では、龜山院の在位時代に、女の問いかけに返答する男の「品定め」について書いている。若い貴族達が参内する毎に「ほとゝぎすや聞きたまへる」と、いたずら好きな女房達の問いに、「岩倉にて聞きて候ひしやらん」と応え、いやみのない優等生の返答で及第点をもらったのは堀川具守である。また幼い時から安喜門院の情操教育を受け、幼いながら言葉遣いの上品な浄土寺の関白殿や、身分を問わず女性に節度ある振る舞いをする山階左大臣洞院実雄などが登場する。龜山天皇の治世は、正元元年（一二五九）十一月、文永十一年（一二七四）一月である。建長元年（一二四九）生まれの堀川内大臣具守は、当時（十一歳〜二十五歳頃）は女性に気軽に問いかけられる若い貴族である。更には関白殿師教（一二七三年生）の幼き日の品のよい言葉遣いや、文永十年（一二七三）に没した山階左大臣洞院実雄など、品格ある公卿として三人の上級貴族についてそれぞれ記している。兼好の生まれる以前の話題であり、好ましい男性三人の中に、堀川具守と洞院実雄の過ぎし日の逸話を記していることは興味深い。

『兼好法師集』では十三の贈答歌がある。その中の二組が、小倉の大納言実教との間で交わされている。小倉実教は洞院実雄男の公雄の嫡男である。

祭の日、しのびてまかりすぎ侍しに、小倉の大納言
 どのくるまより使のあれば

10 し の び つ づ 出 で つ る 道 に あ ふ ひ 草 君 み る べ し と 思 ひ か け き や
返 し

11 わ が た の む 神 の し る べ に あ ふ ひ 草 思 ひ か け ず と い か づ 思 は む

八月十五日夜、報恩寺にて、人／＼あまた歌詠むよし

聞き侍しを、わづらふことありて、えまからで申しつ

かはし侍し

29 月に憂き身を秋霧のへだてにもさはらでかよふ心とを知れ

返し 小倉の大納言 実教卿

30 もろともにながめぞせまし秋ぎりのへだつるよはの月はうら

めし

歌の内容からも実教との親密な関係が読み取れる。嘉元二年（一三

〇四）「後二条院歌合」には天皇の弟尊治親王（後醍醐天皇）や大覚寺

統の廷臣をはじめ、二条為世の子女為藤や為子と共に小倉実教も参集

している。実教は若い後二条天皇歌合の常連であった。注14 小倉実

教の妹季子は洞院実泰の室であり、実泰と季子は後二条天皇の乳父と

乳母である。実教も含めて、三人共公世が猶子であった洞院実雄の孫

にあたる。

後二条院の書かせ給へる歌の題のうらに、御経書か

せ給はむとて、女院より人／＼によませられ侍しに、

夢に逢恋を

57 うちとけてまどろむとしもなき物を逢ふとみつるやうつゝな

るらん

兼好が堀川具守女で後二条天皇母西華門院基子から故天皇を偲ぶ私

的な歌会に召され詠んだ歌である。在職中もしくはそれを遠く隔てな

い頃の事で、兼好の歌では早い時期の一首である。まだ勅撰歌人とし

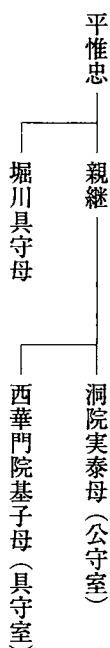
て世に認知される以前の宮廷役人兼好と、後二条帝や西華門院の堀川

家との関わりを記す貴重な歌として、風巻景次郎氏の「家司兼好の社

会圈」〔注15〕はじめ兼好についての先行研究では夙に指摘されている歌

である。この歌は先の二つの贈答歌を交わした小倉実教の私撰集『藤葉集』に入集している。

又、別の視点から洞院家と堀川家の関係を示してみよう。堀川家出身の西華門院と洞院家嫡男実泰とは母方の出自を同じくする従兄妹でもある。二人の母は共に平親継女である。親継は堀川具守の母とも兄妹でもあり、洞院家と堀川家は、後二条天皇誕生以前から母系で密接に繋がっている。『徒然草』の先行研究でこの関係を指摘した記事は管見では見あたらない。図示すると次のようになる。



洞院実泰とその室季子が後二条天皇の乳父と乳母になったのは、父系と母系の両方の密接な関係があったかと思われる。

『徒然草』第八十三段に「太政大臣にあがり給むには何のとゞこほりかおはせんなれども」と言われた竹林院の入道左大臣西園寺公衡の、「めづらしげなし。一の上にてやみなむ」といって出家した行動に感服した洞院実泰が、公衡と同じように太政大臣の地位を望まなかつた事に、「亢竜悔あり」と『易経』の言葉を引用し、実泰の思慮深い決断に、兼好も見識ある感想を加え賛意を表している。

左大臣殿〔注16〕にて、落葉風にしたがふといふ題

14 空にのみさそふあらしにもみぢ葉のふりもかくさぬ山の下道

これは二条派歌人としての洞院家での歌会で詠まれた題詠歌であるが、兼好は実教や洞院家とは近い距離にあり、その関係は兼好の宮廷役人時代に遡ることは間違いない。

以上に述べたように、洞院家・堀川家の社会圏に公世も兼好もそれぞれの立場で属していた。〔注17〕『家集』66番歌に漂う公世歌への深い情感から、兼好は生前の公世と面識のあった事が推測できる。

五 「公世卿状」その後

「公世卿状」には、法皇の五十の御賀や、父実俊の元久元年正月廿七日石清水宮での後鳥羽院の御遊から、嘉禎清暑堂御神楽所作までの公宴をあげているのを見ると、公世の願いは任大臣等の祝宴だけでなく、天皇の御遊など、重要な公宴での箏を披露することや、村上天皇をはじめ前達の秘譜や秘宝の箏を公世が伝え持っていることを示し、秘曲の廃絶の憂慮を求めて、春宮の御師となり、秘譜と箏の秘調を春宮に伝授することにあつたと思われる。箏一流の正嫡者としての公世のこうした願いは果たして実現したのであろうか。

「公世卿状」上申の時期は後宇多天皇の時代である。『勘仲記』(注18)弘安六年(一二八三)七月二十日条小除目に「従三位侍従藤公世」の記録がある。前述の考察から推定して上申時期は建治元年頃とすると、書状に「上に公卿所作人候へば」があることから、公世の官位は正四位あたりであろう。『御遊抄』によると、稿者が「公世卿状」の書かれた年と推定する翌年の建治二年(一二七六)に、公世は後宇多天皇の臨時御會に召されている。当時の春宮は伏見天皇(熙仁親王)である。伏見天皇は文永二年(一二六五)生まれであり、十歳になったばかりである。「春宮御方、御琵琶をあそはさるゝよしうけ給候」とあり、そのことを示す「代々琵琶秘曲御伝授事」(注19)弘安九年六月十八日・二十日の条に、二十二歳の春宮熙仁親王(伏見院)が西園寺実兼から琵琶の秘曲を伝受された記事がある。それを遡る同書所収の「伏見御笛始事」弘安元年八月二十三日の条には、花山院長雅から笛の手ほどきを受けた記録がある。だが、伏見天皇の春宮時代を含めて公世から箏の伝授を受けた記録は確認できない。「秦箏相承系図」(注20)によると、公世の箏の継承者には、後深草院、洞院実泰、実泰室康子や花山院長雅男の家雅等がいる。「子も候はす、弟子も候はす」と書いているので、公世の弟子になったのは上申の時期以降であろう。

『花園天皇宸記』(注21)元亨三年八月二十三日条に

：鷹司禪尼(花山院)長雅卿の後室。(藤原)公世卿相傳の箏譜を進ず。是故院(伏見天皇)より給ふところなり。藤原實子にゆずるなり。

とあり、かつて公世の所有していた箏譜が長雅の後室から花園天皇に贈られた記事がある。この事項を見ると、「公世卿状」の願いのとおり、村上天皇他相伝の公世の箏譜は伏見天皇が所有していた事を『花園天皇宸記』が伝えている。その譜は後に伏見天皇の笛の師であつた花山院長雅の後室が所有しており、再び花園天皇に献上されたという事になる。推測するに、箏譜は公世の教えを受けた後深草院を通して伏見天皇が所有していたが、箏に関心の薄かつた伏見天皇は後年花山院家に譲つたものと思われる。伏見天皇の笛の師花山院長雅と鷹司禪尼の息家雅は、公世の箏の弟子の一人である。その家雅も花園天皇即位の年の延慶元年(一一三〇)に三十二歳で亡くなつてしまつた。花山院家にあつた箏譜を鷹司禪尼は晩年、再び天皇家に返納した。箏を奏することのなかつた花園天皇も、その譜を洞院家出身の妃実子に与えている。

嘉暦二丁卯年三月十五日 天王寺俊鏡の奥付がある「絲竹口伝」(注22)に

若御前ノ流ト云箏彈世間ニアリ。彼人ハ按察大納言宗俊ガ孫也。京極大臣宗輔公女。鳥羽院ノ御時。男子ノ装束ヲシテ具シマイラレタリケルニ。若御前ト云名ヲタビテケリ。名譽ノ箏彈ナリ。祖父曾祖父マデ箏ノ家ナリ。箏ノ少将ノ局ト云人ノ弟子也。彼若御前ノ流ヲバ三位實俊ツタハラレタリ。其子中将公世。御賀ノ時スミ申サレシカドモ御承引ナカリキ。今ハ絶ヘタルニヤ。

と記述されている。宗俊の箏の系脈と公世の御賀の事についても言及されている。「御賀ノ時スミ申サレシカドモ御承引ナカリキ」は「公世卿状」の内容と符合する。「今ハ絶ヘタルニヤ」とは公世の箏の正

嫡が不明という事である。「絲竹口伝」や『花園天皇宸記』にある相伝の譜の変遷を見るに、「六ヶ調は、すべて若御前尼の流、嫡弟一人よりほか、人しり候はず」という、公世一人が伝授された筆の秘調や秘伝を、明確に継承した正統嫡流がいなかったことになる。村上天皇他伝来の筆譜は洞院家出身の花園妃に渡っている。公世が父から「一事をのこさず」受けた厳しい修練の日々とは比較できないが、花園天皇と後醍醐天皇の清暑堂の御遊で筆を弾いたのは、公世の筆の弟子の一人である洞院実泰であり、新院拍子合では実泰嫡男公賢が筆を担当している。更に『楽書集成一』に翻刻されている文安五年—長祿二年の「箏秘曲伝授状」・「十三絃秘曲伝授氏第」には、洞院家の嫡流実熙が授けた花押が記されている。『楽書集成二』の「解題」では、「洞院家あたりが公世を引き立てたのであろうか」としている。洞院家が引き立てただけでなく、引き継いだことも確かであろう。現存している「公世卿状」の表題には洞院実泰と康子の息実守が書写したことが記されている。

六 『兼好法師集』55・56番の贈答歌

『徒然草』には音楽に関する記述が多い。第一段に「ありたきことは、まことしき文の道、作文、和歌、管絃の道、有職に公事の方」と、理想的な貴族の素養に管絃の道を含めている。『徒然草』には音楽関連の記述が約二十話という大きな分量を占めている。専門的な知識に踏み込んだ記述もあり、兼好が管絃に造詣の深かったことも公世への親近の情の一因と思われる。

公世は永仁元年（一二九三）に従二位に昇位している。『兼好法師集』65番歌の詞書には、永仁五年に靈山院の五部大乘経供養の為に比叡山に登り、箏を弾いて奉納した事が記されている。先に考察した「公世卿状」の時期や洞院実泰との年齢差から推定するに、公世は七十歳台

半ばの高齢であり、覚悟の奉納であったはずである。死後も吹く松風
に私の筆の音色を重ねて慕ってほしいと、断ち切れぬ思いを詠んだ歌には作為のない真情があふれている。65番はまさに筆一道に生きた公世の辞世歌である。堂の柱に歌を書き付けたのは、偶発的な行動だったのだらう。「公世卿状」や「絲竹口伝」を重ねると、筆に全生涯を捧げた公世の孤独と哀感がより切実に伝わって来る。「ひくことをあはれ」と知らば……と、万感の思いで詠んだ公世の歌を堂の柱に発見した兼好が、「かすかに見ゆるもあはれにて」と心を動かし、歌の傍らに自らの歌を書き記す行動をしている。靈山院の生身供の式を新しく書写し直し「水茎のとふ人もなき世なりとも」と後世に託したばかりの兼好である。「なき世までかたみにしたへ松の秋風」という公世の切々たる思いに、「松風をたえぬかたみときく」と情感を込めて応えていることに注目したい。

公世の没年はこの四年後の正安三年（一三〇一）であり、兼好の役人として出仕した頃とはほぼ時期を同じくする。面識があったかどうかは、公世の筆と公世その人への親愛の情を表した66番の兼好歌からの想像の域を出ないが、堂の柱に発見した公世歌の傍らに自らの歌を書きつけた行為は、単に名前を知っているだけという以上に公世に対する深い思慕が伝わってくる。御賀の願いをはじめとする公世の情報は、天王寺あたりまで届いていた。「絲竹口伝」の著者俊鏡は天王寺の楽人と思われ、「公世卿状」を直接見る立場にあった人物ではない。しかもこの記事は嘉暦二年（一三二六）に記され、公世没後二十数年を経ている。この俊鏡までも「絲竹口伝」に記していることを考えると、公世の名は筆の名手に加えて、その当時はこの切々たる「公世卿状」の内容によっても知られていたのであらう。『徒然草』第四十五段の「公世の二位の兄」という書き方は、まさにそのことを示している。「四 洞院家と堀川家の母系」の章で考察したとおり、公世が猶子関係にあった洞院家と兼好とは、宮廷役人時代から二条派歌人時代まで連

綿と続く交流がある。洞院家と堀川家の支えた、後二条天皇の宮廷役人を勤めたといわれている兼好である。洞院家の猶子であった生前の筆の名手公世その人と、「公世卿状」の内容について熟知していたことを、公世の思いを受け止めて詠んだ兼好の歌が伝えている。それ故に公世の歌と傍らに書きつけた兼好はその心を自撰の家集に残したのである。

おわりに

『伏見宮旧藏案書集成二』に翻刻されている「従二位公世卿状」とその「解題」をもとに、公世についての考察をすすめる過程で幾つかの疑問に遭遇した。「従二位公世状」の内容を取り上げた例はほとんどなく、したがって「解題」に書かれている上申の時期や人間関係について究明した例は他にはない。本稿では「解題」を検証して、「前内府」を師継、「前内大臣」を大炊御門冬忠とし、「前内大臣」の死期と上申の時期を切り離し、その時期を師継の死ではなく散位以降とする説を提示した。その結果『公卿補任』に記されている公世の初叙爵の年齢との整合性も解決することができた。上申時期の特定によって、公世の生誕時期や御賀の時の年齢や永仁五年の靈山院での歌を書きつけた時の大凡の年齢等、公世の生涯の概要を明らかにすることができた。「御遊抄」の記事に見る文永二年冬忠の任内大臣の大饗で彈箏した公卿達と公世は近い関係にあり、その後も彼等の子孫と関わっている。

又、後二条天皇と公私の関係を持つ二つの有力貴族、洞院家と堀川家の母系関係に着目したことによって、共通の社会圏に属した兼好と公世の接点が明確になった。洞院実泰の息実守が書写し、更には遠く天王寺の樂僧俊鏡も「糸竹口伝」に記している「公世卿状」の情報を、兼好も知り得た立場にいたことは間違いない。65・66番の故公世の歌を贈答歌に残した背景を、「公世卿状」を視点にして読むと、第一道

に生きた公世の筆を、兼好が「かたみときく」と応じた情感が明確な意味をともなつて理解できる。『徒然草』第四十五段の良覚を、敢えて「公世の二位の兄」と冒頭に付したのは、「公世卿状」の内容と靈山院での自身の歌の体験が重なり、兼好の公世への個人的な思いが根底にあったと考える。二つの作品にみる故公世に対する特異な取り上げ方には、「従二位公世卿状」が伝える筆に全生涯を捧げた公世の一途さへの哀感と、二人が属した社会圏から生じる親愛が心の背景にあったと理解する。公世の筆統は途絶えたが、歌を『兼好法師集』に残した兼好によって公世の名は後々まで刻まれたのである。

【注】

〔注1〕新日本古典文学大系『中世和歌集室町篇』による。以下『兼好法師集』からの引用は全てこの本により、それ以外の本文における歌の引用は全て『新編国歌大観』による。

〔注2〕正徹本「あに」、常縁本「兄」、烏丸本・嵯峨本・田中忠三郎本では「せうと」である。橋純一『正註徒然草通釈』等で「仁和寺諸師年譜」宮僧正信證を引いて、「於寺門傍有大榎。因之稱榎木僧正。僧正忌之伐其木。世又稱伐株僧正。又嫌之堀其根。世又稱堀池僧正。終以為稱号。」と、第四十五段の逸話と同名の諱名が記されていることから、良覚に信證の逸話が附会されたことを指摘されている。

〔注3〕『なぐさみ草』・『文段抄』・『徒然草拾遺抄』・『徒然草諸抄大成』は系図を載せ、『鉄槌』・『首書徒然草』・『徒然草吟和抄』は『尊卑分脉』の説明を記している。

〔注4〕『伏見宮旧藏案書集成二』（図書寮叢刊・宮内庁書陵部 平成元年三月）以下『案書集成一』と略することがある。

〔注5〕新潮日本古典集成『古今著聞集上』による。(新潮社 昭和五十八年六月)

但し同書の本文では「中納言宗輔」と書かれているが、宗俊であると注している。宗俊であれば『公世卿状』と符合している。

〔注6〕岩佐美代子校注『文机談全注釈』(笠間書店 平成十九年十月)による。伏見本・菊亭本『文机談』の内容はすべて同書による。

〔注7〕豊永聡美著『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館 平成十八年十二月)

〔注8〕『新訂増補国史大系 公卿補任』(吉川弘文館)

〔注9〕『新訂増補国史大系 尊卑分脉』(吉川弘文館)

〔注10〕御賀の頃に冬忠は「内大臣」であったが、当時の師継は権大納言正二位で「内府」ではなく、御賀の時期と上申時期が隔たっていることを示している。「師」は公世の原本にも書いてあったのか、或いは写本者実守の補足なのか不明。

〔注11〕『続群書類従 第十九輯上 管絃部』続群書類従完成会

室町時代に綾小路有俊によって著された。所収の「御遊抄」は中御門宗綱が綾小路家から借請て書写した旨の文明十七年九月の奥書本と西園寺家が所蔵していた宗綱自筆本を柳沢紀光が書写した旨の安永三年九月十四日の奥書本があり、「(右御遊抄以柳沢本校合)」の識語がある。

〔注12〕『新訂増補国史大系』(吉川弘文館) 文永二年十月五日の記事

〔注13〕『新訂増補国史大系 百練抄』・『史料綜覧巻四』(東京大学史料編纂所) 建長七年十二月十七日の記事を参照。

〔注14〕福田秀一・井上宗雄編『中世歌合集上』「後二条院歌合」の解説に「天皇はまだ十九才という若年であり、習作的に内輪の人々と歌を詠みあうことも多かったと思われる、この歌合も、前年のそれに引続いて、側近の人々によって内々に行われたものであったと思われる。」とある。(未刊国文資料 昭和四十三年九月)

〔注15〕『西行と兼好』(角川書店 昭和四十四年三月) 所収。初出は「国語

国文研究」第五・第六号 昭和二十七年三月・十月)

57番歌や延政門院一条との67・68番の具守葬送に関する贈答歌から、兼好は堀川家に近い位置にいた事は否定できない。延政門院一条と具守の関係は、金沢大学『人間社会環境研究』第23号掲載の拙稿「ト部兼好と周縁の人々『兼好法師家集』207番これとしの朝臣の家にてを視座として」を参照されたい。

〔注16〕『家集』14番の「左大臣」について、実泰とする説と実泰嫡男公賢の左大臣時代とする両説がある。

〔注17〕注目された小川剛生氏の「ト部兼好伝批判」(熊本大学『国語国文学研究』第四十九号平成二十六年三月)は、主として兼好の官位や家族関係について言及し、また、「徒然草と金沢北条氏」(荒木浩編『中世の随筆』竹林舎 平成二十六年八月)では金沢文庫書状を根拠として、金沢貞顕の被官説を提示している。

〔注18〕『増補史料大成 勘仲記二』(臨川書店 昭和四十年九月)、「公卿補任」弘安六年従三位公世の項に経歴が詳しい。

〔注19〕『伏見宮旧藏楽書一』所収。同書の「琵琶秘曲伝受記」や『増補史料大成 歴代宸記』所収(臨川書店 昭和四十年四月)にも同様の記事がある。

〔注20〕『秦箏相承血脈』『伏見宮旧藏楽書集成二』所収。

〔注21〕村田正志編『和訳花園天皇宸記 第二』(続群書類従完成会) 元亨三年八月二十三日条首書箇条項目に「花園上皇藤原公世相傳の箏譜を受領せらる」とある。

〔注22〕『群書類従第十九輯』所収。「糸竹口伝」について『群書解題 第四』には「俊鏡は右方の楽人か。それが嘉暦二年(一二三二)に脱稿したものであろう。」(解説 岩崎小弥太)とある。

『兼好法師集』65・66番歌と「従二位公世卿状」について

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

上 島 眞智子

A Consideration of the Nos. 65 and 66 of *Kenko's Waka Collection* and “*Junii Kinyokyo jo*”.

KAMIJIMA Machiko

Abstract

Chapter 45 of *Tsurezuregusa* contains an anecdote about Kinyo's elder brother Ryogaku but does not contain any information about Kinyo. This indicates that Kinyo was better known than Ryogaku.

In the Kenko Hoshi Collection, Kenko came across Kinyo's waka on the pillar of Ryozenin during his religious training in Hieizan and wrote his waka to Kinyo, who had already passed away.

Acknowledging that Kinyo was an authentic Sou successor, *Fushiminomiya Kyuzougakusho Shusei* Volume 1 deplored the plight of the endangered succession to a classic Sou group.

It is certain that this official paper was completed when he was 52 or so. In this record, both “Zennaifu” and “Zennaidaijin” were identical, Kazanin Morotsugu, and Joshin happened after the death of Kazanin.

This study investigates the conventional theory and hypothesizes that “Zennaifu” is Morotsugu and “Zennaidaijin” is Oinomikado Fuyutada. Further, by separating the times of the deaths of “Zennaidaijin” and Joshin, this paper proposes a new theory that Joshin might have happened after Morotsugu was demoted, not when he died. This theory ensures consistency with the timing of Kinyo's bestowal with the first official title, as shown in *Kugyoubunin*. The confirmation of Joshin time also confirms the outline of Kinyo's life, such as his birth year and the age at which he produced the waka in Ryozenin.

Touinke and Kenko had a long-lasting relationship from the period when he was a court official to when he was in the Nijo group. It is believed that as he was well versed in court music, Kenko must have known Kinyo and “*Kinyokyo jo*” very well when he was in Yokawa. It can be extrapolated that behind Chapter 45 of *Tsurezuregusa* where Ryogaku was described as the elder brother of Kinyo, were “*Kinyo kyojo*” and Kenko's experiences in Yokawa.

Keywords

Kenko's waka collection, *kinyokyojo*, Sou, Touinke, Horikawake